

子ども・子育て支援施策の充実に関する提言

平成24年7月20日
全国知事会

子どもたちが健やかに育つ環境づくりに向けては、国と地方の適切な役割分担のもと、国と地方で十分に議論を尽くした上で、子ども・子育て家庭に対する政策を総合的に推進していくことが必要である。

このため、以下の内容について提言する。

1. 新たな子育て支援制度について

(1) 新たな子育て支援制度については、3党合意(※)を踏まえて修正等が行われた「子ども・子育て関連3法案」が衆議院で可決され、現在、参議院において審議されている。

本制度改革は、地方が責任を持ち、地域の実情に応じて自主的に取り組むための抜本改革であることから、修正後の制度内容について自治体に対する十分な説明を行い、社会全体での子ども・子育て支援体制の確立を早急に進めること。

また、保育を必要とする子どもに対する、新たな幼保連携型認定こども園が整備されるよう、その設立手続の簡素化、これにふさわしい財政支援などを行うこと。

その上で、地方負担分への財政措置を含め必要となる財源の確保を確実に行うとともに、法成立後、速やかに、給付や事業の基準等を定める政省令など詳細な制度設計に当たっての自治体をはじめとした関係者への適切・的確な情報提供及び十分な説明、協議等を行うこと。

また、3党合意に明記されている「大都市の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組み」の導入について、待機児童の早期解消に向けて、更なる対策を講じること。

(※)「社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分)」(平成24年6月15日 民主党・自由民主党・公明党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間会合)

(2) 衆議院で可決された「子ども・子育て関連3法案」において、恒久化や拡充などが図られることとされている次の施策等については、必要な財源を確保した上で、地方の実情を踏まえた制度改正等を早急に図ること。

①小規模保育や家庭的保育、事業所内保育

・待機児童の多い地域、人口減少地域など地域の実情に応じた保育を確実に提供できる制度にするとともに、財政支援を実施すること。

②ファミリー・サポート・センター事業

・地域の実情に応じて実施することが可能となるよう、子育て支援交付金の人数要件の撤廃など要件緩和を行うこと。

③放課後児童クラブ

・補助基準額の引き上げなど実態に応じた費用を保障する仕組みにするとともに、国庫補助における人数要件の撤廃などにより小規模クラブにおいても、安定的な運営ができるようにすること。

④妊婦健康診査

- ・妊娠中の適切な母体管理を図るため、必要な回数健康診査を受けられるよう、市町村に対する財政支援を恒久的なものにするなど、必要な措置を講じること。

⑤保育士・幼稚園教諭の処遇改善

- ・待機児童の解消や保育の質の充実等を図るため、保育士・幼稚園教諭の処遇改善など保育士・幼稚園教諭の安定的、継続的な雇用につながるよう、適切な財政措置を講じること。

- (3) 保育サービス等の充実や児童虐待防止対策の強化、東日本大震災に伴う子どものこころのケア等、安心こども基金を活用して行われている、地方の実情に応じた子ども・子育て支援施策が途切れることのないよう、基金の延長・充実を含め、国として支援を継続すること。

2. 子育て支援施策の充実について

その他、子ども・子育て支援施策を充実するために、次の施策について、必要な財源を確保した上で、制度改正等を図ること。

- (1) 不妊治療を選択せざるを得ない夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費に係る国の助成額を増額するとともに、医療保険の適用についての検討を進めること。

また、不育症の検査、治療についての研究を進め、その研究成果の評価検証を行い、自治体等への適切な情報提供など積極的な支援を行うこと。

- (2) 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育所、幼稚園等に通う子どもを対象とした、現行の多子世帯保育料等軽減措置における同時入所要件の廃止と対象施設の拡大を行うこと。

- (3) 自治体が乳幼児（心身障害児を含む）に対する医療費の助成を現物給付により実施した場合の国民健康保険制度における国庫負担金の減額調整措置は、直ちに廃止すること。

- (4) 地方に裁量の余地のない全国一律給付である児童手当は、国の責任において地方負担分を含め財源の確保を確実にを行うとともに、制度の運用に当たっては、支給事務等を行う市町村等への過重な負担とならないよう、地方の意見を十分に踏まえること。

- (5) 児童虐待への対応を進める上で必要となる専門職員の確保や相談体制等の充実を図るため、児童相談所の児童心理司や、特に市町村の専門職員の配置について、適切な財政措置を講じること。

- (6) 社会的養護が必要な子どもたちが、家庭的な雰囲気の中で安心して生活できるよう、里親及び里子のケア体制充実のための児童相談所等への職員配置の充実やファミリーホームの職員体制の強化、また、児童養護施設等を退所した児童の自立を支援するためのアフターケアの充実等について、適切な財政措置を講じること。

3. 未婚化・晩婚化対策の充実について

少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化について、個人の意思を尊重しつつ、報道機関等を通じたポジティブ・キャンペーンの展開による婚姻の促進について、国が主体となった対策を講じるとともに、地方がそれぞれの地域の実情に応じて独自に実施する取組に対して積極的な支援を行うこと。